

福岡県公報

平成十七年四月十一日
第二千三百七十四号
増刊 ①

目次

規則 (第四十六号)

○福岡県総合計画審議会規則の一部を改正する規則 (企画調整課) …………… 一

告示 (第七百九十八号―第八百二号)

○鳥獣保護区の存続期間の更新の一部改正 (緑化推進課) …………… 一

○鳥獣保護区の存続期間の更新の一部改正 (緑化推進課) …………… 一

○休猟区の設定の一部改正 (緑化推進課) …………… 一

○休猟区の指定の一部改正 (緑化推進課) …………… 一

○銃猟禁止区域の設定の一部改正 (緑化推進課) …………… 一

規則

福岡県総合計画審議会規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年四月十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第四十六号

福岡県総合計画審議会規則の一部を改正する規則

福岡県総合計画審議会規則(昭和六十一年福岡県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「三十人」を「二十八人」に、「もつて」を「もつて」に改める。

第四条第一項中「任命し、又は」を削り、同項第四号を削り、同条第二項中「及び県の職員」及び「それぞれ」を削る。

第六条第二項中「もつて」を「もつて」に改める。

第九条中「諮つて」を「諮つて」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

福岡県告示第七百九十八号

鳥獣保護区の存続期間の更新(平成二十年十月福岡県告示第千五百二十一号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月十一日

福岡県知事 麻生 渡

第一号(二)中「三輪町並びに夜須町」を「筑前町」に改める。

福岡県告示第七百九十九号

鳥獣保護区の存続期間の更新(平成十五年十一月福岡県告示第千九百五十九号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月十一日

福岡県知事 麻生 渡

第二号(一)中「宝珠山村」を「東峰村」に改め、第四号(一)及び(三)イ中「夜須町」を「筑前町」に改める。

福岡県告示第八百号

休猟区の設定(平成十四年十一月福岡県告示第千七百五十二号)の一部を次のように改正する。

平成十七年四月十一日

福岡県知事 麻生 渡

第五号(イ)中「朝倉郡小石原村及び朝倉郡宝珠山村」を「朝倉郡東峰村」に改め、「添田町と小石原村と宝珠山村の境界点に至り、同境界点から」を削り、「宝珠山村」を「東峰村」に改め、第六号(イ)中「浮羽郡浮羽町」を「うきは市」に、「町道」を「市道」に改める。

福岡県告示第八百一号

休猟区の指定（平成十五年十一月福岡県告示第九百六十一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月十一日

福岡県知事 麻生 渡

第二号（中）「浮羽郡浮羽町」を「うきは市」に、「町道」を「市道」に、「浮羽町」を「うきは市」に改める。

福岡県告示第八百二号

銃猟禁止区域の設定（平成十四年十一月福岡県告示第七百五十三号）の一部を次のように改正する。

平成十七年四月十一日

福岡県知事 麻生 渡

第十四号（イ）中「夜須町」を「筑前町」に改める。

発行

福岡市博多区東公園七番七号
福岡県（総務部行政経営企画課）

印刷

福岡市博多区吉塚五丁目一三番四〇号
松影堂印刷株式会社

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）